

前橋市新設道の駅整備運営事業

募集要項

平成29年3月

○前橋市

目次

第1章	本募集要項に関する事項.....	1
1.	募集要項の公表日.....	1
2.	募集要項等.....	1
第2章	事業の概要.....	1
1.	事業名称.....	1
2.	公共施設等の管理者の名前.....	1
3.	事業の目的.....	1
4.	事業の対象となる施設.....	2
5.	特定事業の範囲.....	2
6.	事業の対象となる敷地の立地に関する事項.....	2
7.	施設要件.....	3
8.	土地の使用に関する事項.....	4
9.	事業方式.....	4
10.	PFI事業者の収入及び費用負担.....	4
11.	事業期間（予定）.....	4
12.	事業に必要とされる根拠法令等.....	5
13.	その他.....	6
第3章	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1.	事業者選定に関する基本的な考え方.....	7
2.	募集及び選定方法.....	7
3.	募集及び選定のスケジュール.....	7
4.	提案内容に関する事項.....	7
5.	事業者選定基準等.....	8
6.	応募グループの備えるべき参加資格要件.....	8
(1)	応募グループの構成等.....	8
(2)	構成員及び協力企業に求める資格要件.....	9
(3)	各業務に当たる者の資格要件.....	9
7.	募集手続き等に関する事項.....	11
(1)	募集要項等の配布.....	11
(2)	募集要項等に関する説明会.....	11
(3)	募集要項等に関する質問.....	11
(4)	「参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書」の提出.....	11
(5)	テナント等希望者リストの配布.....	12
(6)	競争的対話の実施.....	12

(7)	構成員及び協力企業の変更等	12
8.	提案書の提出に関する事項	12
(1)	提案書の提出方法	12
(2)	提案書類及び部数等	13
(3)	作成要領	13
(4)	提出書類の取扱い	14
(5)	応募グループ等の取扱い	15
(6)	その他注意事項	15
9.	応募グループが多数となった場合	15
10.	応募者が一者であった場合の取扱い	15
11.	提案資格の喪失等	15
12.	応募の辞退	16
13.	応募に係る費用	16
14.	プレゼンテーションについて	16
15.	優先交渉権者の決定等	16
16.	使用する言語、通貨単位及び単位	16
17.	営業活動の禁止	16
第4章	契約手続き等に関する事項	17
1.	基本協定の締結	17
2.	事業契約の締結	17
第5章	財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1.	株式会社民間資金等活用推進機構の出融資の取扱いについて	18
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	18
第6章	その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1.	提案書の提出に関する留意事項	19
2.	問い合わせ先	19

添付資料

- 添付資料1 計画地位置図
- 添付資料2 対象区域図
- 添付資料3 契約の流れとスケジュール

第1章 本募集要項に関する事項

1. 募集要項の公表日

平成29年3月22日（水）

2. 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の書類（以下、これらを総称して「募集要項等」とする。）により構成される。これらの書類は、本事業を実施するPFI事業者の募集及び決定にあたり、応募者が提出する書類（以下、これらを総称して「提出書類」とする。）作成の前提条件であり、事業契約締結時に契約関係当事者を拘束する要件となるものである。

また、必要に応じて配布する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料も事業契約締結時に契約関係当事者を拘束する要件となるものとする。

①本募集要項

- ②「前橋市新設道の駅整備運営事業 要求水準書」（別紙1）
- ③「前橋市新設道の駅整備運営事業 事業者選定基準」（別紙2）
- ④「前橋市新設道の駅整備運営事業 提案様式集」（別紙3）
- ⑤「前橋市新設道の駅整備運営事業 基本協定書（案）」（別紙4）
- ⑥「前橋市新設道の駅整備運営事業 事業契約書（案）」（別紙5）

第2章 事業の概要

1. 事業名称

前橋市新設道の駅整備運営事業

2. 公共施設等の管理者の名称

前橋市長 山本 龍

3. 事業の目的

前橋市（以下「本市」とする。）では、国道17号上武道路整備（平成29年3月19日全線開通）を契機として、本市で4番目となる新たな道の駅の設置を計画している。上武道路の全線開通により、交通渋滞の解消や物流の効率化に加え、人の流れが大きく変化することによる地域活性化への寄与が期待されている反面、本市を通過するのみで滞在しない車両が増加する可能性があり、このことが地域交流及び経済に与える負の影響が懸念されている。

本市において道の駅を整備するにあたって、上武道路を利用する人が本市内で滞在する機会をもたらす、地域との関わりの入り口となることを期待している。道の駅の基本機能

としての休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を備え、道路利用者の利便性向上及び安全性確保、災害時の防災拠点の機能に加え、地域活性化を実現する。

本市との地域交流という観点からは、強みである「農業」と「食」を核にした取り組みを進めること、また、赤城の自然を活用した本市ならではの体験を提供することが重要であるという検討の結果から、整備の方向性を「ここにしかない赤城を味わい、ここでしかない赤城を体験する。(心地よく安全な前橋の魅力を発信する拠点として官民連携で取り組みを進める。)」と決定した。

本計画では、官民連携を前提とした整備運営を目指しており、民間事業者のノウハウおよび事業提案を効果的に活用するために早い段階で整備・運営事業者を選定することとなった。選定事業者には道の駅整備に係る計画策定の検討段階から参画していただくことで、民間事業者独自の提案を盛り込んだ計画づくりを図りたい。

4. 事業の対象となる施設

基本計画策定業務については道の駅全体、設計・建設・維持管理・運營業務については道の駅施設のうち、民間事業者の独立採算事業として実施する施設とする。

(「道の駅」登録・案内要綱(国土交通省)を満たすもの)

5. 特定事業の範囲

道の駅全体を対象とした基本計画の策定及び7. 施設要件に示す施設のうち、民間事業者が独立採算事業として提案する施設の設計、建設、維持管理、運營業務をPFI 特定事業の範囲とする。ただし、福祉ショップの運營業務と消防団詰所の維持管理・運營業務は特定事業の範囲に含めない。

なお、「7. 施設要件 ウ 提案施設」を提案する場合は、特定事業の範囲とすることを必須とする。

6. 事業の対象となる敷地の立地に関する事項

計画地	前橋市関根町、田口町地内 (添付資料1「計画地位置図」参照)
面積	7ha程度 (添付資料2「対象区域図」参照)
区域	都市計画区域
地域区分	市街化調整区域(都市計画法) 農業振興地域内・農用地区域(農振法)
用途地域	指定なし
建ぺい率	70%
容積率	200%
インフラ	上水道、下水道、電気、電話、ガスは未整備

※計画敷地外において必要なインフラの整備は開業までに本市が実施するが、その詳

細については提案内容をもとに協議により決定するものとする。

7. 施設要件

市として、本事業に必要と考える施設構成は以下のとおりとする。「必須施設」は必須とするが、「整備することが望ましい施設」については、事業者の提案に委ねる。

なお、施設の詳細については、「要求水準書」にて提示する。

ただし、本市が行う対象用地購入に伴う土地収用法事業認定手続きや、対象用地の都市計画法開発手続きにおいて、提案された施設内容が認められない場合がある。

ア 必須施設

- ・ 駐車場
- ・ トイレ
- ・ 観光案内所、情報発信施設
- ・ 物産販売所
- ・ 加工施設
- ・ 農畜産物直売所
- ・ 地産レストラン
- ・ 福祉ショップ
- ・ 芝生広場
- ・ 消防団詰所
- ・ 防災施設
- ・ 多目的施設
- ・ ラウンジ

イ 整備することが望ましい施設

- ・ BBQ 施設
- ・ 屋外ステージ
- ・ グランピング施設
- ・ 釣り体験場
- ・ カフェ
- ・ サイクルステーション
- ・ 農園
- ・ セレクトショップ
- ・ ブルワリー等
- ・ 健康・美容関連施設
- ・ フードバンク実施施設

- ・ 展望施設

ウ 提案施設

ア、イ以外に、民間事業者は自らのアイデア及びノウハウを生かすことができる施設を提案することができる。ただし、提案は本事業の目的に即したものとし、公共事業としての役割を充足している機能を有する施設の提案に限る。

8. 土地の使用に関する事項

道の駅の建設予定地は、現在公道等を除き私有の農地である。市は土地収用法の事業認定等所要の手続きを経て、用地取得を予定している。民間事業者は、建設に必要な範囲において、当該市が取得した土地を建設期間において無償で使用することができる。

9. 事業方式

PFI 事業者は、基本計画の策定及び PFI 事業者が独立採算事業として提案する施設についての設計、建設、維持管理、運營業務を自らの収入により独立採算で実施する。施設は整備後、所有権を市に移転する BTO (Build Transfer Operate) 方式とする。

なお、PFI 特定事業の範囲に含まれない施設の「設計・建設」については、PFI 特定事業と一体的に実施することが妥当と判断される場合は、市が自らの負担により、別途随意契約により PFI 事業者が発注することを予定している。また、「維持管理・運営」については、協議の上 PFI 事業者を指定管理者として指定することを予定している。

10. PFI 事業者の収入及び費用負担

- ・ PFI 事業者の収入は、PFI 特定事業に含まれる施設における売上とする。
- ・ PFI 事業者は、次の費用について事業者の収入より負担するものとする。
 - ①基本計画策定に係る諸費用
 - ②独立採算事業として提案する施設の設計、建設、維持管理、運営に係る一切の費用
 - ③納付金（提案による）

11. 事業期間（予定）

事業スケジュールを下記の通り想定し、維持管理・運営期間は開業日から15年以上を基本とする。

基本協定締結	平成29年10月頃
基本計画の策定	基本協定締結～平成29年12月頃
事業契約締結	平成29年12月頃
施設整備（設計・建設）	事業契約締結日～平成32年3月頃
開業	平成32年6月頃

維持管理・運営

開業日～平成47年5月31日

(15年以上を基本とする)

ただし、本事業は、本市が選定事業者からの提案を基に基本計画を策定し、土地収用法の事務手続きを経て用地取得を行う。事業スケジュールの詳細については、本市と選定事業者の協議で作成する。

事業期間の終了時、PFI事業者は当該施設から速やかに退去すること。本市は、経済合理性等を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理業務・運営業務につき必要に応じPFI事業者と協議する。

12. 事業に必要とされる根拠法令等

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（略称：PFI法）
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 都市計画法
- ・ 道路法
- ・ 駐車場法
- ・ 屋外広告物法
- ・ 文化財保護法
- ・ 建設業法
- ・ 電波法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 電気事業法
- ・ ガス事業法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称：バリアフリー法）
- ・ 食品衛生法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 農地法
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律
- ・ 土地収用法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・ その他関連法令、開発行為等の市及び群馬県の関係条例や規則、また上記全ての法令に係る関連施行令や施行規則等（市に係わる関連条例等は、事業者の要請がある場合、これを開示する）

13. その他

本市が類似施設を参考として算出したモデルプラン（必須施設と外構）の建設費は、約22億円である（用地費、造成費除く）。

本市は提案する施設内容に応じた、全体事業費、PFI事業費、市負担事業費等について事業者へ提案を求める。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定に関する基本的な考え方

本市は、PFI法第7条に基づき本事業を特定事業として選定したので、本事業への参画を希望する事業者を広く公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで民間事業者を選定する。

2. 募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、事業者の自由な提案を期待することから、公募型プロポーザル方式によるものとする。

3. 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

募集要項等の公表	平成29年3月22日
募集要項等の配布	平成29年3月22日～8月25日
募集要項等に関する説明会	平成29年3月28日
募集要項等に関する質問の受付	平成29年3月23日～4月4日
募集要項等に関する質問回答の公表	平成29年4月18日
参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書の受付	平成29年4月18日～5月15日
参加資格審査結果の通知	平成29年5月19日
テナント希望者リストの配布	平成29年5月19日～6月2日
競争的対話の実施	平成29年5月25日
提案書の受付	平成29年8月21日～8月25日
プレゼンテーションの実施	平成29年9月下旬
事業者の選定結果の公表	平成29年9月下旬
基本協定の締結	平成29年10月
特定事業契約の締結	平成29年12月

4. 提案内容に関する事項

本事業においては、事業者選定後に、事業者の提案に基づき施設内容を含めた協議を行うこととし、協議が整った段階で、当該内容をもって基本計画とする。このため、おおむね基本計画としての必要要素を備えた提案を求めることとする。基本計画については、コンセプト、機能構成・施設内容、土地利用計画（配置計画、平面計画、断面計画、緑化植栽計画、イメージパース）、整備計画（整備手法、役割分担、資金計画等）、運営計画（運営方針、役割分担、資金計画、運営体制等）などを含むこととする。

また、PFI 特定事業の範囲以外の施設についても、PFI 特定事業と一体的に実施することが妥当と判断される場合は、設計・建設業務を随意契約により PFI 事業者が発注する予定であり、維持管理・運營業務についても PFI 事業者を指定管理者に指定する予定である。従って、PFI 特定事業の範囲に含まれない施設についても、要求水準書に基づき、施設の内容、規模、配置、維持管理・運営内容等、及び市が負担する費用等の提案を行うこと。

市は、優先交渉権者を決定した場合、その結果については市ホームページ等を通じて公表する。

なお、事業予定者の募集及び優先交渉権者の選定において、最終的に、応募グループがない、あるいは、いずれの応募グループも事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

5. 事業者選定基準等

別紙2を参照の上、選定基準に即した提案内容とすること。

6. 応募グループの備えるべき参加資格要件

(1) 応募グループの構成等

- ・ 応募グループは、必要な資金の確保を自ら行った上で、独立採算施設の設計、建設、維持管理、運営、及び道の駅全体の維持管理・運営を行う能力を有した単独企業（以下「応募企業」とする。）又は、これらの能力を有する者を含むグループ（以下「応募グループ」とする。）とする。
- ・ 「構成員」とは、応募グループのうち SPC へ出資を行う者とする。「協力企業」とは応募グループのうち SPC へ出資を行わない者とする。なお、SPC を設置しない場合は、応募グループの応募企業すべてを「構成員」とする。「SPC」とは、本事業を実施するための特別目的会社とする。
- ・ 応募企業、又は応募グループの構成員及び協力企業は、他の応募企業、応募グループの構成員となることはできないものとする。また、応募グループの構成員の変更は原則として認めないものとする。やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行う。
- ・ 構成員のうち、応募グループを代表する企業を「代表企業」とする。なお、代表企業は以下の要件を満たす者とする。
 - (ア) 本事業における応募手続きを行うこと。
 - (イ) 事業期間にわたり、SPC に対する出資割合を最大とすること。
- ・ SPC に対する構成員の出資割合の合計は、事業期間にわたり 50%を超えること。構成員の出資割合の内訳は変更してもよいが、事前に市の承諾を得ること。
- ・ SPC は、契約調印までに設立するものとする。

(2) 構成員及び協力企業に求める資格要件

以下に該当する者は、構成員及び協力企業となることができない。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令31第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立その他類似の倒産手続を開始している者
- ・ 法人税、消費税又は地方消費税を滞納している場合
- ・ 県内に本店又は営業所等を有する法人又は団体にあつては、県税を滞納している場合
- ・ 市内に本店又は営業所等を有する法人又は団体にあつては、市税を滞納している場合
- ・ 申請期限の日から審査結果通知までの間に、前橋市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を受けている者
- ・ 暴力団、暴力団員等、暴力団等、並びに暴力行為の常習者、又はそのおそれのある者
- ・ 本事業に係るアドバイザー業務に関与していない者

なお、上記業務に関わっている者は以下のとおり。

株式会社日本総合研究所

フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

(3) 各業務に当たる者の資格要件

① 設計業務を行う者

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ・ 都市計画法施行規則第19条の規定に基づく資格を有するものを含むこと。
- ・ 過去10年以内に延床面積1,500㎡以上で、公共施設等又は商業施設の実設計業務を完了した実績を有すること。

② 建設業務を行う者

- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。
- ・ 過去10年以内に延床面積1,500㎡以上で、公共施設等又は商業施設の建築一式工事を完了した実績を有すること。

③ 工事監理業務を行う者

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所

所登録を行っていること。

- ・ 過去10年以内に延床面積1,500㎡以上で、公共施設等又は商業施設の工事監理業務を完了した実績を有すること。

④ 維持管理業務を行う者

- ・ 公共施設等又は商業施設の維持管理業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有すること。

⑤ 運營業務を行う者

- ・ 道の駅や物販施設、飲食施設、その他商業施設の運營業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有すること。

7. 募集手続き等に関する事項

(1) 募集要項等の配布

資料は、平成29年3月22日（水）から平成29年8月25日（金）までの市の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日）を除く8時30分～17時15分までの間に第6章2.の問い合わせ先において配布する。受領の際は事前に電話にて連絡をすること。なお、資料は市ホームページにも掲載する。

(2) 募集要項等に関する説明会

本募集要項等に関する説明会を次の通り予定する。事前の申込は不要とする。募集要項等は持参すること。

日時	平成29年3月28日（火） 午前10時～11時
場所	前橋プラザ元気21 5階501学習室 所在地：群馬県前橋市本町二丁目12番1号

(3) 募集要項等に関する質問

本募集要項に関する質問の提出等については次の通りとする。

提出書類	質問書（様式1-1～2-2）
提出方法	注意事項にしたがって質問内容を記載の上、電子メールの添付ファイルとして第6章2.の問い合わせ先に送信すること。 電子メールの件名は「新設道の駅整備運営事業募集要項等に関する質問」とすること。
提出期間及び時間	平成29年3月23日（木）～4月4日（火） 8時30分～17時15分
回答の公表について	平成29年4月18日（火）

(4) 「参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書」の提出

応募グループは、参加表明及び応募参加資格確認に係る書類を次の通り提出すること。

提出書類	参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書（様式3） 様式4～9を添付のこと
提出方法	郵送または持参
提出部数等	正本1部、副本2部
提出期間及び時間	平成29年4月18日（火）～5月15日（月） 8時30分～17時15分
審査結果の通知	平成29年5月19日（金）
その他	・郵送の場合は5月15日17時15分必着とする。

	・持参の場合は事前に第6章2. 問い合わせ先に電話にて連絡をすること。
--	-------------------------------------

(5) テナント等希望者リストの配布

本事業にテナント等として参加を希望している事業者のリストを以下の要領で配布する。なお、参加表明を行っていない企業等へのリストの提供は行わないものとする。

提出書類	テナント等希望者リスト受取希望書（様式10）
提出方法	郵送または持参 ※参加表明書 兼 応募参加資格確認申請書（様式3）の提出とあわせて提出すること。
提出部数等	正本1部 （市で確認印を押印し、写しを返却する）
提出期間及び時間	平成29年4月18日（火）～5月15日（月） 8時30分～17時15分
受取時間及び場所	5月19日（金）～6月2日（金） 8時30分～17時15分 第6章2. の問い合わせ先にて、事前に電話で連絡のうえ、受け取りのこと。 受け取りの際は、様式10の写しを持参すること。

(6) 競争的対話の実施

応募者の提案内容が、市の要求内容等を満たしているかをあらかじめ確認することを目的として、競争的対話を実施する。実施日は平成29年5月25日（木）【時間は後日調整】を予定している。ただし、応募者数に応じて日程を調整する可能性があるものとし、詳細については、参加資格審査通過者に対し通知する。

(7) 構成員及び協力企業の変更等

参加表明後、応募グループの構成員及び協力企業の変更は原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行う。

8. 提案書の提出に関する事項

(1) 提案書の提出方法

第6章2. の問い合わせ先まで、持参すること。郵送での提出も可とする。Eメールでの提出は不可とする。

提出期間は、平成29年8月21日（月）～平成29年8月25日（金）の8時30分～17時15分とする。郵送の場合は8月25日17時15分必着とする。持参の場合は

事前に電話にて第6章2. 問い合わせ先に連絡をすること。

(2) 提案書類及び部数等

提案書類は、次の表に記載のものを提出すること。部数は12部とする。また、電子媒体でも2部提出すること。

	記載内容等	様式	
事業計画に関する事項	事業全体方針	様式13	
	事業実施体制	様式14	
	特定事業の範囲	様式15	
	地域貢献	様式16	
	事業安定化方策、リスク管理の方針	様式17	
	資金調達計画 (特定事業のみ)	様式18	
	事業収支計画	様式19～21	
設計・建設業務に関する事項	施設構成・施設内容	様式2 2・23	様式42～ 47
	土地利用計画	様式24	
	構造計画	様式25	
	設備計画	様式26	
	外観・デザイン	様式27	
	施設の使いやすさを考慮した工夫	様式28	
	環境への配慮	様式29	
	安全・防災・防犯計画	様式30	
	施工計画	様式31・32	
維持管理業務に関する事項	維持管理計画	様式33	
	事業実施体制	様式34	
運營業務に関する事項	運営計画	様式35	
	事業実施体制	様式36	
	地域活性化への寄与	様式37	
	防災拠点としての配慮	様式38	
	情報提供の工夫	様式39	
市負担事業に関する事項	提案価格の妥当性	様式40・41	

(3) 作成要領

① 一般的事項

- ・ 提案書（様式12～47）には、各ページの下中央に通し番号を記載すること。
- ・ 提案書（様式12～47）には、応募者名または応募グループ名を記載すること。
- ・ 提案書（様式12～41）は、横書き左綴じ合本（A4サイズ）とし、A3版について

はA3ファイル折りとすること。

- ・ 提案書（様式42～47）は、上記とは別冊とし、横書き左綴じ合本（A3サイズ）とすること。
- ・ 提案書は、パース等の図表や着色、模型写真は可とする。書類のパネル化又は模型その他これらに類するものの提出は認めない。
- ・ 必要に応じて「第3章 7（2）提出書類及び部数等」に定めるもの以外の資料の提出を求める場合がある。
- ・ 図面は、JISの建築製図通則に従うこと。
- ・ 文字の大きさは、図表中又は特に指定のある場合を除き、全て9ポイント以上とし、書体は任意とする。
- ・ 印刷は、特に指定のある場合を除き、全て片面とすること。
- ・ 鉛筆、消せるボールペン書きによる提案書は、認めない。
- ・ 電子媒体で提出するデータは、MicrosoftOffice Word、Excel、PowerPoint（いずれも2010又はそれ以前のバージョン）又は、ジャストシステム一太郎（2006又はそれ以前のバージョン）のいずれかにより読み込み編集が可能なものを作成し、ウイルス検査を実施した後MicrosoftWindows7で作動可能なCD-R又はDVD-Rにデータとして記録したものとする。
- ・ 評価に当たっては、事業者選定基準に従い行うため、各様式には評価項目に対応した提案内容を記入すること。なお、評価項目に対応した様式に記入がない場合は、募集要項等に特に指定のある場合を除き、他の様式に記入があっても評価対象とならないこともあることに留意して、各様式を作成すること。
- ・ 各様式とも、各様式に記載の枚数以内で作成すること。なお、各様式の記載枠及び余白の設定は応募グループが自由に行ってよいものとし、様式集に示す各様式の記載指示事項及び備考等は記載不要である。
- ・ 指定の様式及び資料以外のものが提出された場合、募集要項等に特に指定のある場合を除き、該当する様式と関連する部分の提案は全て無効とする。

(4) 提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、応募グループに帰属する。ただし、選定された応募グループの提案書類については、本事業において公表する場合その他市が必要と認める場合には、市は提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、選定に至らなかった応募グループの提出書類については、本事業の選定結果の公表以外には応募グループに無断で使用しない。なお、提案書類は返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募グループが負う。

(5) 応募グループ等の取扱い

応募グループ名及び提案内容については公表しない。

ただし、優先交渉権者等を特定した際には、その提案者名及び特定理由の概要について公表する。

(6) その他注意事項

応募グループは、複数の提案をすることはできない。また、提出後の書類の変更は禁止とする。

9. 応募グループが多数となった場合

応募グループが多数あり、優先交渉権者の選定に支障が生ずると思われる場合は、審査基準に基づき書類審査を行い、提案者を減じることがある。なお、その場合は評価結果を郵送で通知する。

10. 応募者が一者であった場合の取扱い

応募者が一者であった場合でも、事業者選定基準に従い提案書等の審査を行い、提案内容が要求水準を満たし、「道の駅計画付事業予定者公募に関する審査委員会」（以下「審査委員会」とする。）が適当と判断した場合、その旨を市長に報告する。市長は、審査委員会からの報告をもとに、その事業者を優先交渉権者として選定するかを決定する。

11. 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、本事業に係る提案を行うことができない。また、既に提出された場合は原則として失格とし、提案書は無効とする。

- ・ 「第3章 5（1）応募グループの備えるべき参加資格要件」に規定する当該業務に係る参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- ・ 参加表明書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- ・ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- ・ 複数の提案をしたとき。
- ・ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ・ 正常な提案の執行を妨げるなどの行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案し

たとき。

- ・ その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

12. 応募の辞退

応募グループは、参加表明以降に応募を辞退する場合は、「提案辞退届（様式11）」を第6章2. 問い合わせ先まで提出すること。なお、参加資格要件を満たさなくなった場合も同様とする。郵送による提出も可とするが、事前に電話で第6章2. 問い合わせ先に連絡をすること。Eメールによる提出は認めないものとする。

13. 応募に係る費用

応募に係る費用については、すべて応募グループの負担とする。

14. プレゼンテーションについて

プレゼンテーションによる提案内容の評価を行うことを予定している。日時・場所等の詳細は応募グループ代表企業に個別に連絡する。

なお、プレゼンテーション時における応募グループからの回答は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定後、当該応募グループの提案書の一部を構成するものとして取り扱う。

15. 優先交渉権者の決定等

市は、審査委員会の評価結果を踏まえて、優先交渉権者を決定する。結果は、応募グループの代表者に郵送（平成29年9月末発送予定）で通知する。

16. 使用する言語、通貨単位及び単位

提案書等に使用する言語、通貨単位等は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

17. 営業活動の禁止

この募集の選定結果が公表される日時まで、審査委員会各委員への営業活動等の一切の活動を禁止する。これらの行為を確認した場合は、その時点において提案書の不受理または失格とする。

第4章 契約手続き等に関する事項

1. 基本協定の締結

市及び優先交渉権者が本募集要項等に基づき締結するもので、選定事業者の決定に係る基本的合意に加え、SPC の設立、事業契約の締結、その他必要な諸手続き並びにこれに係る市及び選定事業者の責務について定めるものである。

市は、優先交渉権者の決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき、優先交渉権者と基本協定の締結に必要な一切の手続きを含む協議等を行った上で基本協定を締結するものとし、優先交渉権者はこれに応じなければならない。

また、優先交渉権者との間で基本協定の締結に係る協議等が整わなかった場合は、市は次点交渉権者と協議を行った上で基本協定を締結するものとし、次点交渉権者はこれに応じなければならない。

基本協定を締結した応募グループが選定事業者となる。

なお、基本協定に係る協議が整わなかった場合、優先交渉権者、及び次点交渉権者は辞退することができる。

2. 事業契約の締結

事業契約は、本募集要項等及び提案書を踏まえて選定事業者によって策定された基本計画に基づき締結するものであり、PFI 事業者が遂行すべき業務の内容、市及び PFI 事業者のリスク分担に関する事項等を定めるものである。

また、契約に際しては市の契約規則を遵守することとする。

市は、基本協定の締結後速やかに策定する基本計画に基づき、事業契約書（案）に関する協議等（事業契約の締結に必要な一切の手続きを含む。）を選定事業者と行った上で事業契約を締結するものとし、選定事業者はこれに応じなければならない。

選定事業者は、市との間で契約の締結に係る協議等が整った場合、基本協定に定める期日までに SPC を設立するとともに、当該 SPC と市との間で契約を締結する。ただし、SPC を設置しない場合は、この限りではなく、PFI 事業者（代表企業）との契約となる。

第5章 財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 株式会社民間資金等活用推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用推進機構の出融資制度の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、応募者が、株式会社民間資金等活用推進機構による出資を計画するとき、株式会社民間資金等活用推進機構は、当該応募者の構成員に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、本案内は、株式会社民間資金等活用推進機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については応募者が直接同社に問い合わせを行うものとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では上記1. を除き、財政上及び金融上の支援は想定していないが、法令の改正等により、財政上及び金融上の支援の対象となった場合には、事業契約書の定めにより、本市とPFI事業者で協議を行うものとする。

第6章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 提案書の提出に関する留意事項

- ・ 市に提出された書類について、本業務以外の目的で使用しない。
- ・ 本募集要項の公表の日から本業務の契約に至るまでの間、市又はその関係者に対して本プロポーザルの公正な執行を妨げるような行為一切を禁止する。
- ・ 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、質疑を通じて行うものとする。
- ・ 本プロポーザルに参加するものは、審査選考後において、本募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ・ 本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

URL <http://www.city.maebashi.gunma.jp/sisei/499/505/p017807.html>

2. 問い合わせ先

前橋市政策推進課道の駅推進室 担当 清水、川崎

電話 027-898-6996

連絡先 E メールアドレス seisaku@city.maebashi.gunma.jp

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

以上